

総会

配布：一般

2014年4月9日

原文：英語

人権理事会

第25会期

議事日程議題2

国際連合人権高等弁務官年次報告書および
高等弁務官事務所並びに事務総長報告書

人権理事会により採択された決議

25/1.

スリランカにおける和解、説明責任および人権の促進

人権理事会は、

国際連合憲章の目的および原則を再確認し、

世界人権宣言、人権に関する国際規約および他の関連文書に基づき、

2006年3月15日の総会決議60/251を念頭に置き、

2007年6月18日の人権理事会諸決議、同理事会の制度構築に関する5/1、および同理事会の特別手続の職務権限保持者の行動規範に関する5/2を想起し、

スリランカにおける和解と説明責任の促進に関する2012年3月22日の人権理事会決議19/2および2013年3月21日の22/1もまた想起し、

スリランカの主権、独立、統一および領土保全に対する理事会の公約を再確認し、

各国の全住民のあらゆる人権および基本的自由の完全な享受を確保することは各国の責任であることもまた再確認し、

テロリズムと闘うために講じられたあらゆる措置は、国際法とりわけ、適用可能な場合には、国際人権法、国際難民法および国際人道法の下での各国の義務を守ることを、国は確保しなければならないことを更に再確認し、

全てのスリランカ人は、平和なそして統合された土地で、宗教、信念、民族性に関わりなく自らの人権を完全に享受する権利があることを再確認し、

社会資本の再建、地雷除去および国内避難民の大多数の再定住におけるスリランカ政府が果たした進展を歓迎しまた認識し、一方でそれにもかかわらず、司法、和解、土地使用と所有権、暮らしの回復および正常な市民生活の復帰の分野において相当な作業が待ち受けていることに留意し、またこれらの取組における、市民社会および少数者の代表を含む、地元住民の完全な参加の重要性を強調し、

2013年9月21日の州議会選挙の実施が上手くいったこと、また、とりわけ三つの州全てでの高い投票率と参加を歓迎し、その一方で選挙に関連した暴力、並びに投票者および候補者の脅迫の報告に懸念をもって留意し、

国際連合人権高等弁務官の訪問を促進しまた同弁務官への自由なアクセスを提供するスリランカ政府の努力と協力に対して謝意を表明し、そして2013年8月のスリランカへの高等弁務官の訪問を歓迎し、

高等弁務官の訪問中同弁務官に会った者を含む、国際連合人権手続に関与した市民社会の構成員に対する脅迫や報復の報告に深い懸念を表明し、

性的およびジェンダーに基づく暴力、強制失踪、裁判外の殺人、拷問および表現、結社および平和的集会の自由に対する権利侵害、司法的独立と法の支配に対する脅威を含む、スリランカにおける人権侵害、並びに人権擁護者、市民社会の構成員、法律家およびジャーナリストに対する脅迫や報復の継続している報告に重大な懸念を表明し、

ヒンズー教徒、イスラム教徒およびキリスト教徒を含む、スリランカにおける宗教的少数集団の構成員に対する攻撃が著しく高まっていることに憂慮し、

スリランカ政府に対し、その住民のあらゆる構成員による和解と完全な人権の享受に不可欠である、政治権限の移譲に関するものを含む、その公約を遂行することを求め、

スリランカ過去の教訓・和解委員会の報告書、その見解および勧告に留意し、またスリランカにおける意義のある国民和解の過程に対するその可能性有る貢献を確認し、

裁判外の殺人と強制失踪の広範な申立を確実に捜査し、スリランカの北部を非武装化し、公平な土地紛争解決手続を実行し、拘禁政策を再評価し、以前は独立していた内政機関を増強し、州に対する権限の移譲について政治的解決に到達し、全ての人々の表現の自由についての権利を促進しまた保護しそして法の支配改革を引き起こす必要性を含む、委員会の報告書に含まれた建設的な勧告を想起し、

スリランカ政府の過去の教訓・和解委員会の勧告および同委員会の見解と勧告に対する対応に定められたその公約を実施する国の行動計画に留意し、

国の行動計画は、同委員会の見解と建設的勧告の全てに適切には対処していないことに留意し、そしてスリランカ政府に対し、同委員会の報告書のあらゆる要素に適切に対処するため計画の範囲を広めることを奨励し、

国の行動計画および委員会の報告が、国際人権法および国際人道法の重大な違反の申立に適切に対処していないことに懸念をもって留意し、

違反と侵害の再発を予防する目的で、国際人権法に従って、特に、説明責任を確保し、正義をつくり、被害者に救済を提供し、治癒と和解を促進し、保安システムの独立した監視を確立し、国の機関の信頼を回復しそして法の支配を促進するために、特に、個人の告発、賠償、真実追求、制度改革、公務員および官僚の詳しい調査または適切に考案されたその組み合わせを含む、あらゆる種類の司法的および非司法的措置に対する包括的対処方法の重要性を強調し、

過去の人権侵害のパターンおよびその原因並びに結果を調査する、真実および和解委員会のような、真実追求過程は、司法過程を補完することができる重要な道具であり、そして、設立された場合には、そのような手続は、具体的な社会の文脈の範囲内で計画されなければならないがまた被害者と非政府組織を含む市民社会を含めて、幅広い国内の協議に基づかなければならないことを強調し、

刑事責任の免除を終わらせる目的で、国際法のもとの犯罪を構成する人権の甚だしい侵害および国際人道法の重大な違反に対して責任を有する者を訴追する、国家の関連する義務を遵守する国家の責任を想起し、

国の手続が、真実を確立しまた正義を達成することに終始一貫して失敗してきたという高等弁務官の結論および人権理事会が、国際人権法並びに国際人道法の申し立てられた違反を更に調査しそして国内の説明責任過程を監視する、国際的な審査制度を設立するという高等弁務官の勧告もまた想起し、

スリランカ政府に対し、その対話と技術的支援に関するものを含む、高等弁務官事務所との協力を増やすことを奨励し、

1. 人権理事会の第 24 会期に国際連合人権高等弁務官により同理事会に対して示された口頭での最新情報¹およびスリランカにおける和解と説明責任を促進することに関する国際連合人権高等弁務官事務所のその後の報告²並びに真実追求制度の設立およびより包括的で移行期司法に対する関係者全てを含む対処方法の不可欠な部分としての国の賠償政策を含む、報告に含まれた勧告と結論を歓迎する。

¹ A/HRC/24/CRP.3/Rev.1 参照。

² A/HRC/25/23.

2. スリランカ政府に対し、国際人権法および適切な場合には国際人道法の違反の申立に対して独立した且つ信頼に足る捜査を実施し、かかる違反に対して責任を有する者の責任を問い、スリランカにおける人権侵害の継続している事件を終わらせ、そして高等弁務官事務所の報告書で行われた勧告を実施することを求める。

3. スリランカ政府が、過去の教訓・和解委員会の報告書において為された建設的勧告を実施し、そして全てのスリランカ人のための正義、平等、説明責任および和解を確保するための信頼に足る且つ独立した活動を始めるその関連する法的義務を遂行するためあらゆる必要な追加的措置を講じることを求める理事会の呼びかけをくり返し表明する。

4. スリランカ政府に対し、ジャーナリスト、人権擁護者、宗教的少数集団の構成員および市民社会の構成員、並びに寺院、モスクおよび教会に対する個人や集団による申し立てられたあらゆる攻撃を捜査することを促し、そしてまた政府に対し、そのような攻撃の実行者の責任を問うことおよび将来におけるそのような攻撃を防止するための措置を講じることも促す。

5. スリランカ政府に対し、2013年8月1日のウェリウェリヤにおける非武装デモ隊に対する攻撃を含む、治安部隊による申し立てられた侵害に対するその捜査の結果および、スリランカ陸軍の査問会議による2013年の報告書を一般に公表することを求める。

6. スリランカ政府に対し、北部州議会を含む、全ての州議会が、第13次スリランカ憲法修正に従って、効果的に活動できることを確保することを奨励する。

7. 2013年12月の国内避難民の人権に関する特別報告者の訪問を歓迎し、そしてスリランカ政府に対し、長期間避難している者を含む、国内避難民のための恒久的な解決の効果的な実施を促進することを求める。

8. 移住者の人権に関する特別報告者および教育に対する権利に関する特別報告者に対する招致もまた歓迎する。

9. スリランカ政府に対し、他の特別手続の職務権限保持者と協力することおよび長年の要請を含む、履行されていない他の特別手続の職務権限保持者の要請に公式に対応することを奨励する。

10. 現行の人権侵害に関する高等弁務官の勧告と結論および確実な結果を伴った信頼に足る国内の過程がないので国際的な調査手続の必要性に留意し、そして以下のことを高等弁務官事務所に要請する。

(a) スリランカにおける人権状況を監視することおよび関連する国内の過程についての進展を評価し続けること。

(b) 関連する専門家および特別手続の職務権限保持者からの支援を得て、過去の教訓・和解委員会により扱われた期間中に、申し立てられたスリランカにおける両当事者による重大な人権違反と侵害並びに関連犯罪の包括的な捜査を行うこと、そして刑事責任の免除を避けることおよび説明責任を確保する目的でそのような主張された違反および実行された犯罪の事実と状況を確定すること。

(c) 人権理事会の第 27 会期に人権理事会に口頭での最新情報を、またその第 28 会期における本決議の履行に関する議論の後で、包括的な報告書を提示すること。

11. 高等弁務官事務所および関連する特別手続の職務権限保持者に対し、スリランカ政府と協議してまた承諾を得て、上述した措置の実施に関する助言および技術的援助を提供することを奨励する。

12. スリランカ政府に対し、本決議の実施において高等弁務官事務所と協力することを求める。

第 53 回会合

2014 年 3 月 27 日

[23 対 12、棄権 12 の記録投票により採択された。投票結果は以下の通り：

賛成：

アルゼンチン、オーストリア、ベナン、ボツワナ、ブラジル、チリ、コスタリカ、コートジボワール、チェコ共和国、エストニア、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、メキシコ、モンテネグロ、ペルー、大韓民国、ルーマニア、シエラレオネ、旧ユーゴスラビア・マケドニ

ア共和国、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国、アメリカ合衆国

反対:

アルジェリア、中国、コンゴ、キューバ、ケニヤ、モルディブ、パキスタン、ロシア連邦、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、ベネズエラ（ボリバル共和国）、ベトナム

棄権:

ブルキナファソ、エチオピア、ガボン、インド、インドネシア、日本、カザフスタン、クウェート、モロッコ、ナミビア、フィリピン、南アフリカ]